

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

### 香川県病院局管理規程第5号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(企業出納員の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 企業出納員は、県立病院課の企業出納員にあつては県立病院課長を、<u>中央病院及び丸亀病院の企業出納員にあつてはそれぞれの総務企画課長及び業務課長を、白鳥病院の企業出納員にあつては事務局次長を</u>もって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(企業出納員への事務委任)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる事務を県立病院課、<u>白鳥病院及びがん検診センターの企業出納員に</u>委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる事務を<u>中央病院及び丸亀病院の総務企画課長である企業出納員に、同項第6号に掲げる事務を中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員に</u>委任する。</p> <p>(領収書の交付)</p> <p>第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、<u>中央病院及び丸亀病院の総務企画課長である企業出納員並びに白鳥病院及びがん検診センターの企業出納員に限る。</u>以下この章及び次章において同じ。）及び現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(企業出納員の設置)</p> <p>第4条 病院事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、<u>県立病院課、各県立病院及びがん検診センターに企業出納員を置く。</u></p> <p>2 企業出納員は、県立病院課の企業出納員にあつては県立病院課長を、<u>各県立病院の企業出納員にあつては各県立病院の総務企画課長及び業務課長を</u>もって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(企業出納員への事務委任)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる事務を県立病院課及びがん検診センターの企業出納員に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる事務を<u>各県立病院の総務企画課長である企業出納員に、同項第6号に掲げる事務を各県立病院の業務課長である企業出納員に</u>委任する。</p> <p>(領収書の交付)</p> <p>第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、<u>各県立病院の総務企画課長である企業出納員及びがん検診センターの企業出納員に限る。</u>以下この章及び次章において同じ。）及び現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。</p> <p>2～5 略</p>

(たな卸資産の管理)

第52条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員並びに白鳥病院及びがん検診センターの企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）は、常に病院事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を保有するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

(たな卸資産の管理)

第52条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、各県立病院の業務課長である企業出納員及びがん検診センターの企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）は、常に病院事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を保有するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。